



司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

No.11
2012.08

司法支援建築会議運営委員長 就任にあたって

司法支援建築会議
運営委員会委員長
上谷宏二



このたび司法支援建築会議の運営委員長を仰せつかりました上谷宏二でございます。司法支援建築会議が設置され12年が経過いたしました。その間、司法への協力を英断されました岡田恒男元会長をはじめ、平山善吉、仙田満、小野徹郎歴代運営委員長、ならびに本運営委員会の活動を支えていただきました諸先輩方のご尽力に依りまして、多大なる実績が積み重ねられ、社会に貢献してまいりました。私は最高裁判所に設置された建築関係訴訟委員会の委員として司法支援の活動に関わってまいりました。建築関係訴訟委員会において報告されます建築紛争の実態調査の指標値を見ましても、司法支援活動の実績が明確に現れるに至っております。

ご存じのように建築関係の紛争というのは専門に特化した知識、学識、見識に関わることが多く、争点に応じた確かな情報、見解、判断を公正無私の立場から提供していただける建築技術者、研究者の協力が不可欠であります。また建物の建設や購入は人の一生における重大事であり、関わる金銭の額も多大な場合が多く、適切公正な解決が特に強く求められます。日本建築学会は学術、技術を支える有為なる会員の方々を幅広い分野にわたって擁しており、建築関係の司法支援という重大な社会的役割を担うことができる最も適切、おそらくは唯一の団体であると考えております。

昨年の東日本大震災から早一年以上経過いたしました。これからは被災地復興に向けての建設活動が本格化していくものと思われます。これに伴い、これまでに経験したことのない種類の紛争が生じてくるかも知れません。今までに培ってきた貴重な経験と実績に基づきつつ、他方では原則を踏まえた柔軟な考え方が求められることもあるでしょう。浅学非才の私ではございますが、豊富なご経験と見識を備えておられる司法支援建築会議会員の方々のお力を賜りながらこの重責を果たし、社会に貢献していきたいと考えております。会議会員の皆様、ならびに学会会員の皆様には、今後ますますのご支援を賜

りますよう謹んでお願い申し上げます。

(摂南大学教授・京都大学名誉教授)

司法支援建築会議東海支部設立の経緯

小野徹郎

日本建築学会の司法支援建築会議が学会の社会貢献活動の大きな柱とし2000年6月に設置されて以来、その活動は法曹界から高い評価を受けてきた。しかし設置以来10年が過ぎる中で司法支援建築会議会員（以下、会議会員）からはその活動状況に関して多くの意見が寄せられてきた。その多くは地方在住の会議会員の方々からの活動の場とその状況に対する意見であった。また最高裁判所との打ち合わせを行う中で、地方裁判所と地方在住の会議会員との交流の場に関する要望が寄せられ、中でも北海道の司法支援活動が高く評価された。このような背景を受けて、当会議では今後地方組織の整備が必要であるとし、司法支援建築会議の今後10年の活動を見据えた形で地方組織の立ち上げに向かっての活動を開始した。

そうした経緯に呼応して最高裁の要望も受けて、東海支部の立ち上げが俎上に上り支部組織立ち上げの具体的な活動が行われた。まず名古屋地裁との話し合いが数回もたれた。名古屋地裁としても専門家集団としての学会との連携は願ってもないこととして進めることが確認された。具体的にはまず名古屋地裁と当会議会員との建築関係協議会を立ち上げ、建築訴訟に関する意見交換を行うことにした。その中で具体的な建築訴訟の問題点に関する勉強会的なものとして建築関係研究会を設置した。

これまで全体会議的な建築関係協議会を2回、建築関係研究会を3回開催した。協議会では建築訴訟の流れ、調停、鑑定の流れ、鑑定書、調停の意見書の作成、争点整理の状況等に関して協議した。さらに裁判所の本庁、支部との連携等についても意見交換を行った。研究会では、これまで鉄筋コンクリート造建物と鉄骨造建物の瑕疵と補修に関して、法曹界と専門家との考え方の違いについて意見交換を行った。そうした準備段階を踏まえて学会理事会でも会議支部のあり方について議論し、2011年7月に会議支部が設置できるように司法支援建築会議運営規程を改正し、その後2012年4月に運営委員会として東海支部の設置を承認した。支部には支部運営委員長、支部運営委員をおき支部活動にあたり、本部運営委員会との連携を取ることを原則として、支部独自の活動を行えるようにしている。



地方での裁判所と当会議との連携の拠点となる支部組織の立ち上げが可能となったことによって、法曹界と建築専門家集団とのよりきめ細かい交流がなされ、個々の建築訴訟の解決において相互の建築訴訟に関する認識の共有化が進み、結果的に建築紛争処理期間の短縮に繋がることを切望している。

○日本建築学会司法支援建築会議東海支部
(役員)

東海支部運営委員長：小野徹郎（梶山女学園大学）
支部運営委員：岡部功（昭和設計）、加藤幸治（愛知江南短期大学）、亀山義比古（亀山建設）、久野覚（名古屋大学）、本郷智之（確認サービス）、水谷章夫（名古屋工業大学）、山田和夫（愛知工業大学）

（司法支援建築会議前運営委員長・
梶山女学園大学教授・名古屋工業大学名誉教授）

第3回建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」 ～紛争解決に向けて、さらに予防へ～(報告)

飯田恭一※¹・丸山一男※²

本フォーラムは、2011年9月2日13:30～17:00に建築会館ホールにて開催され、109名が参加した。司会は宇於崎勝也（日本大学）、副司会は角陸純一（清水建設）、宮内靖昌（竹中工務店）が担当した。

1. 開会挨拶

小野徹郎（運営委員長／梶山女学園大学）

司法支援建築会議は、支部組織の立ち上げとADRとの連携・協力を推進する。このフォーラムが紛争解決にとどまらず紛争予防に役立つことを期待する。

2. 趣旨説明

柿崎正義（普及・交流部会長／株式会社ケオリティー）

建築紛争の解決方法と予防策を「地下室を持つ戸建住宅」の建築事例を取り上げ解説していただき討論する。

3. 基調講演

伊藤繁（東京地方裁判所民事22部判事）

民事第22部の建築紛争に関し背景事情、紛争の解決・予防策を講演した。解決・予防のために建築技術者の留意事項として、契約内容を明確にする、建築主との間に認識の齟齬を生じさせないなどをあげた。

4. 主題解説

4-1 設計・監理の側面から

鈴木義昭（YES建築事務所）

地下室を持つ戸建住宅の設計例をもとに、防水・排水等に配慮した設計を説明した。紛争に繋がる要素として、建築主の描いた間取り、希望に添えないものが後々問題化すること、紛争予防はコスト等の丁寧な説明、希望に添えない部分等の記録を残すなどを説明した。監理では基礎は打継を造らない、竣工間近のメンテナンスの注意などを説明した。

4-2 施工の側面から

山中誠一郎（都市建築設計事務所デザインタンク）

地下室を持つ戸建住宅の類型ごとの紛争例を説明し、設計した鉄骨造住宅の地下工事に関し、止水対策、山

留・根切りなどの説明をした。地下室に関し、防水対策と山留に伴う近隣地盤への影響を指摘した。予防上、地下室の施工者による自主検査チェックシート（案）を紹介した。

4-3 法律の側面から

大森文彦（大森法律事務所）

地下室と建築紛争に関し、不具合現象とその原因および掘削による隣地への影響を説明した。第三者に対する責任としては、注目すべき最高裁の判例が二つ出た。予防上、建築技術者は合意事項の証拠を残すべきである。

5. 総合討論

コーディネーター：柿崎正義（前掲）

主題解説者への質問の形式で進められた。討論の内容は、設計者と施主とのコミュニケーション、瑕疵の取り扱い、防水材の信頼性と設計思想、スウェーデン式サウンディングの取り扱いなど多方面にわたる質問や意見が出て活発な討論が行われた。

6. まとめ

都甲栄充（ATM一級建築士事務所）が上記の内容をまとめた後、閉会の挨拶を行った。

（※1オフィスK代表、※2（株）アミック顧問）

第12回講演会「建築紛争の現状と課題」 ～大阪地方裁判所における建築裁判から～(報告)

鈴木計夫

大阪では第4回目となるこの講演会が下記のスケジュールのもとに開催された。

日時：2011年12月7日、13:30～17:30

会場：建設交流会館8階グリーンホール

司会：村上陸太 代議員（竹中工務店）

記録：白沢吉衛 常議員（日建設計）

質疑応答の司会：横田隆司 学会近畿支部長（大阪大学）

開会挨拶：鈴木計夫（大阪大学名誉教授）

前回の第9回講演会では、150余人程の参加者であったが今回は120人と、少し少な目の参加者であった。今回は、最近紛争が増えて重要視されている“住宅に関する紛争”の題目を新たに追加した旨を、筆者の開会挨拶で述べた後、順次以下のような講演が行なわれた。

1. 建築学会と司法支援活動

小野徹郎（運営委員長・梶山女学園大学）

学会の司法支援建築会議は、2000年6月に学会長直属の会議体として設立され、建築訴訟に関して、中立的な立場から裁判所との協力関係、支援活動等を行ってきた。すなわち、鑑定人・調停委員・専門委員等の推薦、建築紛争調査・分析、鑑定・調停等実績報告書のデータベース化、出版物の発刊、講演会の開催等である。また、最近の紛争では、住宅訴訟が全体の7割を占めていること、その住宅では、施工、構造に関するものが7～8割となっていること、さらに他の訴訟も含めて、訴訟件数は増加傾向にあるが、規・基準類の変更、複雑化に伴って技術的判断も簡単ではなくなっていること、

今後は、支部組織を立ちあげてよりスムーズな全国展開を図り、支援活動の充実、発展をめざして活動を行いたい。

2. 建築紛争の解決と裁判所および専門家の役割について

本多俊雄（大阪地裁第10民事部総括判事）

建築紛争を扱う第10民事部では、年間約120～130件の事件に対応しているが、その審理期間は2年以内が約8割となっていること、また専門委員を必要とするものが約30件あるが、他の分野の訴訟と比較して建築関係では訴訟の審理期間は長期化することが多い。その要因として、客観的証拠の不足、争点が多面にわたること、鑑定の長期化、専門的知識不足による争点整理の長期化などの4点をあげ、それらの対策についての説明も行われた。さらに、紛争解決に対し専門家が関与する諸相としては、裁判所および当事者等からの鑑定あるいは意見書の依頼、専門的知見を活用する専門委員、専門家等が主体となった法的紛争解決の専門家調停委員の3つがあることが説明された。以上の説明には多くの表、グラフ等が用いられた。

3. 最近の鑑定から

鈴木計夫（前掲）

紛争の起こる原因は“分担作業の境界領域の不連続状態”、すなわち“縦割り行政”の悪い面が出ていること、同時にそれぞれの作業における技術レベルの低さ、無責任、配慮不足、結果として劣悪な施工、……等があることを強調した。さらに、施工不良の場合、例えば鉄筋圧接不良という一項目に限られることはほとんどなく、同じ施工不良レベルで多項目にわたることも強調された。設計、施工に携わる者は、常に施主、使用者の立場に立つことが重要である。

4. 構造に関する紛争の事例

樋笠康男（長田建築事務所）

特徴的な2件を示す。

- 傾斜地に建つRC造3階建ての、高さ・面積違反、土圧の計算間違いの事例では、申し立て側は建て替えを要求し、受け側は改修・補強を提案して争われたが、最終的には金銭により和解が成立した。
- 鉄骨造の梁柱接合部で、角形鋼管柱大梁の仕口部に内ダイアフラムが入っていない事例では、申し立て側の建て替え要求に対し、受け側は仕口補強案を提案した。これに対し、構造専門家に鑑定が依頼されたが、専門家は補修方法は妥当であるという鑑定書を提出した。

5. 基礎、地盤に関する紛争の事例

高幣喜文（タカハイ建築技術研究所）

この分野の2例が紹介されたがそのうちの1件を示す。木造建物所有の原告が、隣接地の宅地造成工事により、地盤沈下や重機搬入時の強い揺れにより外構や建物に被害を生じたという訴えを起こした。これに対し裁判所は、その被害状況調査と振動特性等の調査を行い、工事振動が原因で生じたと判断できる被害ではないという判断を示した。

6. 設計に関する紛争の事例

南勝喜（NAM設計研究所）

3例が紹介された。ここではその特徴的な1例を示す。平成17年11月の構造計算偽装問題を発端に発覚した、ホテルの耐震強度不足による損害賠償の事件で、同偽装事件を契機にA元建築士設計の同ホテルの耐震性を調査した結果、耐震強度は基準の半分以上であることが判明した。ホテル側は営業を停止し、耐震補強工事を行ったが、その後本件に関与したコンサル、設計事務所、構造設計者、施工者、更に確認検査機関をも提訴した。最終的には保険適用が確定し、和解金により和解が成立した。

7. 住宅に関する紛争の事例

玉水新吾（ドクター住まい）

住宅紛争の一般論と住宅の部分ごとのトラブルの問題を説明した。すなわち紛争の建築主側からの視点、対して施工者側からの視点、そして双方を考えた視点の紹介があり、注意事項として、住宅の寿命の関連要素は、「地盤」「構造」「雨洩り」であり、トラブル回避には両者のコミュニケーションの努力が最重要であること、同時に建築主も竣工後に図面の保管をすべきであり、竣工図の作成保管の必要性を強調した。具体的なトラブル事例として、ベースコンクリート厚不足、フロアの乾燥収縮、床下・小屋組み部の金物、くぎ打ち不具合、虫の被害、コンクリートのひび割れ、2×4工法のビスピッチ・くぎ打ちの不具合などを実際の写真とあわせて紹介した。

8. 質疑応答とまとめ

横田隆司阪大教授の司会で質疑応答が行なわれたが、30分の時間では足りないほどの活発な討議となった。（質疑の一部）

- 司法支援建築会議の支部設置の方針は？
→各地域の会員が地裁と連携で申し出てほしい
- 和解によって修理費が支払われた時、その用途指示の権限は？
→裁判所も学会も特に指示はしない

他は省略。

（大阪大学名誉教授）

日本建築学会司法支援建築会議東海支部発足記念
第4回建築紛争フォーラム
ー建築紛争の争点と設計基・規準類についてー(予告)

1. 日時：2012年9月14日（金）13:30～16:45
2. 会場：名古屋大学野依記念学術交流館2階ホール
（名古屋市中種区不老町名古屋大学東山キャンパス）
3. 基調講演：名古屋地裁における建築関係訴訟の現状と審理モデル

佐藤真弘（名古屋地裁総括判事）

4. 報告

- （1）弁護士から見た建築訴訟の問題点
鈴木雅雄（愛知県弁護士会建築紛争審査会委員長）
- （2）建築紛争における具体的争点と設計規準ー事例1：鉄筋コンクリート造ー

岡部功（昭和設計）

- (3) 建築紛争における具体的争点と設計規準－事例
2：鉄骨構造－

臼井鎌造（臼井建築事務所）

- (4) 構造設計規準の規定の考え方と建築紛争－RC規
準を中心に－

市之瀬敏勝（名古屋工業大学）

- (5) 建築紛争における設計基・規準類の扱いと構造安
全性

田中淳夫（元・宇都宮大学）

・詳細は以下の URL を参照

<http://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2012/sihouforam.pdf>

第13回司法支援建築会議講演会 「地盤を巡る建築紛争の実態と対応」 －地震による影響－（予告）

1. 日時：2012年11月2日（金） 13:30～17:00
2. 会場：建築会館ホール（東京都港区芝5-26-20）
3. 基調講演：常時と地震時の戸建住宅基礎の不同沈下
藤井衛（東海大学）

4. 主題解説：

- (1) 地盤を巡る住宅相談の実態－市民の立場から
工藤忠良（住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
(2) 液状化・不同沈下による被害の実態－研究者の立
場から

若松加寿江（関東学院大学）

- (3) 学会指針類の実態－学会の立場から（仮）
平出務（建築研究所）
(4) 地震被害（新潟地震、阪神・淡路大震災、東日本
大震災）の紛争事例－弁護士からの立場から
澤田和也（弁護士）

・詳細は以下の URL を参照

<http://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2012/13sihoukouenkai.pdf>

平成24年度東京地裁「建築関係事件研究会」

開催場所：東京地方裁判所（東京都千代田区霞が関
1-1-4）

- ・第57回「木造戸建住宅における設計及び監理の実
際について」

期日 2012年7月5日（木） 15時～17時

講師 山中誠一郎（都市建築設計事務所デザイン
タンク）

- ・第58回「液状化現象と地盤改良工事及び建物基礎工
事における対策について」

期日 2012年10月10日（水） 15時～17時

講師 松下克也

（株）ミサワホーム総合研究所構造・振動研究室）

司法支援建築会議設立10周年記念連載記事

司法支援建築会議設立10年を記念して、建築雑誌
2011年1月号から10月号まで連載記事を掲載しまし
た。以下の URL で公開しております。

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/pdf/10th.pdf>

鑑定・調停等実績報告書データベース

司法支援建築会議調査研究部会では、会議会員から鑑
定・調停等の実績報告をご提出いただき、それを「紛争
の態様」「建物の種別」「不具合の事象」ごとに整理し
データベース化いたしました。現在122件ほどの事例
が収録されております。学会会員限定で以下の URL で
公開しております。

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/shihoukantei.htm>

なお、調査研究部会ではデータベースの充実を図るた
めに会議会員の皆様に鑑定、調停等の実績報告書の作成
をお願いしております。報告書の書式等詳細は以下の事
務局にお問い合わせください。

日本建築学会司法支援建築会議事務局 川田昭朗

TEL：03-3456-2051 E-Mail：kawata@aij.or.jp

建築紛争に関する調査研究活動成果

司法支援建築会議調査研究部会では、建築紛争に関す
る調査研究活動の成果を司法支援建築会議 HP「よりよ
い建築をつくるための失敗の博物館」の論説館において
公開しております。

- ・金額の定めのない設計・工事監理契約における報酬判
定方法（試案）

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/pdf/housyu.pdf>

- ・設計・工事監理業務の構成と完成すべき成果図書（戸
建木造住宅等小規模建築の場合）（試案）

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/pdf/result-book.pdf>

- ・戸建木造住宅の建築工事における具体的な業務内容の
約定の無い監理的業務の範囲と責任（素案9）

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/pdf/hanitosekinin.pdf>

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20
一般社団法人日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】和田 章

TEL.03-3456-2051 FAX. 03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

E-Mail：shiho@aij.or.jp